

表一 1 産業廃棄物の受入基準表

区分	産業廃棄物の種類	受入基準
	共通受入基準	<p>①次に掲げるいずれかのものが付着、封入、塗布されているもの又は染みこんでいるものは受入できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 ・農薬取締法第2条の1に規定する農薬 ・ポリ塩化ビフェニル（PCB） <p>②環境保全、埋立作業及び焼却処理に支障をきたすおそれがある産業廃棄物は受入できません。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水処理又は排ガス処理に支障をきたすもの ・発火物、引火物、爆発物及び発熱するもの ・危険性のあるガスを発生するもの ・他の廃棄物との混合、水との混合、大気との接触等により、上記3項目に該当するもの ・搬入時の温度が40℃を超えているもの ・著しく飛散性を有するもの（飛散防止の措置を講じてあるものは除く。） ・腐敗性又は揮発性のあるもの ・油膜発生のあるもの ・受入時に水分が著しく分離しているもの ・その他施設の維持管理上支障をきたすおそれがあるもの <p>③産業廃棄物の有害物質についての溶出試験結果が、表一2「産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表」に掲げる受入基準に適合すること。</p>
埋立	燃え殻	<p>①熱しゃく減量15%以下（活性炭等の熱分解残渣物を除く）</p> <p>②n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>③大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>
	汚泥	<p>①無機性のもの</p> <p>②n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>③運搬中に著しく水と泥分が分離しないもの（目安：含水率85%以下）</p> <p>④大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>
	廃油 （タールピッチ類に限る。）	<p>①n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>②最大径概ね50cm以下</p>
	廃プラスチック類 ゴムくず	<p>①最大径概ね15cm以下</p> <p>②中空の状態でないこと。</p>
	ばいじん	<p>①n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>②大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>
	自動車等破碎物	<p>①n-ヘキサン抽出物質5%以下</p> <p>②最大径概ね15cm以下</p>
	金属くず	<p>①最大径概ね50cm以下</p> <p>②中空の状態でないこと。</p> <p>③大気中に飛散しないよう加湿、袋詰め等必要な措置が講じてあること。</p>
	ガラスくず	
	コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	鋳さい	
がれき類		
産業廃棄物を処分するために処理したもの (13号廃棄物)		

区分	産業廃棄物の種類	受入基準
埋立	特別管理産業廃棄物 (飛散性のある廃石綿等)	①荷卸し時に袋が破れないよう専用袋の上に厚手の透明袋で二重梱包し、袋詰めした状態で概ね50cm以下とすること。 ②袋に廃石綿等であること及び取り扱う際の注意事項が明記されていること。 ③固化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置が講じられていること。 ④処分場での荷卸しは現場監視員の指示に従い、手作業により行うこと。
	汚泥	石綿含有産業廃棄物
	廃プラスチック類	
	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず がれき類	石綿含有塗材等
焼却	汚泥	①特別管理産業廃棄物は除く。 ②石綿含有産業廃棄物は除く。 ③水銀含有ばいじん等は除く。 ④含水率（水分含有率）概ね85%以下 ⑤バラ積みとすること。
	紙くず（業種指定）	①最大径概ね80cm以下 ②金属片・石・がれき等の異物は除去されていること。 ③石綿含有産業廃棄物は除く。 ④破碎・焼却困難物を除く。 例) 破碎困難物：ロープ、フレコンバッグ、木の根など 焼却困難物：アルミ付着物、塩ビ類、CCA処理木材など
	繊維くず（業種指定）	
	ゴムくず	
	廃プラスチック類	
	木くず（業種指定）	

(注1) 算定方法：n-ヘキサン抽出物質は乾物比とする。

(注2) 混合廃棄物は、含まれる廃棄物それぞれの受入基準を適用する。ただし、最大径はそれぞれの受入基準のうち、最も厳しいものを適用する。

(注3) 荷卸し時に飛散する可能性がある場合は、加湿、袋詰め等の措置をとること。

(注4) 袋詰めの場合は、袋詰めした廃棄物が確認できる状態（透明袋等）とし概ね50cm以下に梱包すること。

(注5) 土のう袋・フレコンバッグでの梱包は原則不可

(注6) 産業廃棄物(業種指定)については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項及び「同法施行令」第2条参照。

※みずしま資源再生センターの受入可否は個別判断となりますので別途ご相談ください。

表一 2 産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表

項目	判定基準
カドミウム又はその化合物	検液 1 Lにつき0.09mg以下
鉛又はその化合物	検液 1 Lにつき0.3mg以下
六価クロム化合物	検液 1 Lにつき1.5mg以下
砒素又はその化合物	検液 1 Lにつき0.3mg以下
セレン又はその化合物	検液 1 Lにつき0.3mg以下
水銀又はその化合物	検液 1 Lにつき0.005mg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
シアン化合物	検液 1 Lにつき 1 mg以下
有機燐化合物	検液 1 Lにつき 1 mg以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液 1 Lにつき0.003mg以下
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.2mg以下
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.02mg以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.04mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 1 mg以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.4mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 3 mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.06mg以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.02mg以下
チウラム	検液 1 Lにつき0.06mg以下
シマジン	検液 1 Lにつき0.03mg以下
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.2mg以下
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.1mg以下
1, 4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.5mg以下
ダイオキシン類	試料 1 gにつき 3 ng-TEQ以下
水銀又はその化合物 (含有量)	試料 1 kgにつき1,000mg未満